



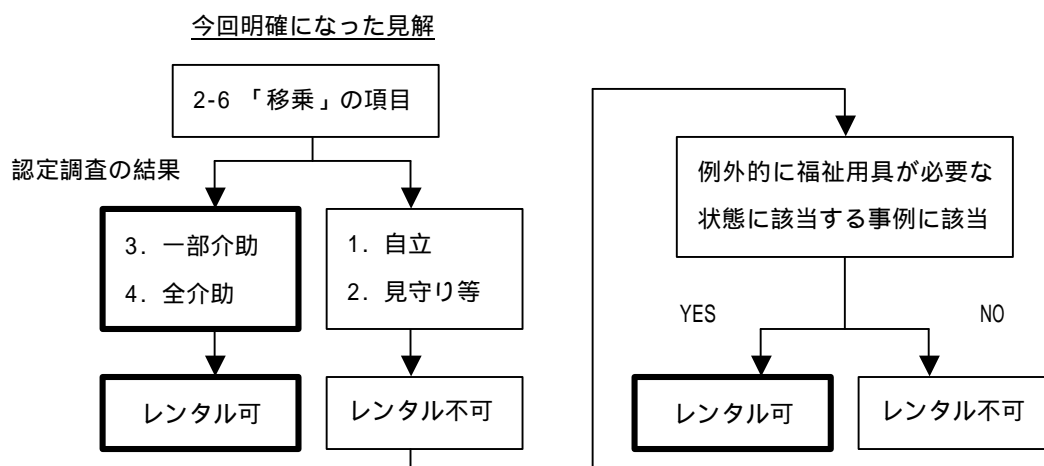
コムラ製作所では、この度自社広報紙「コムちゃん通信」を立ち上げ、皆様に有益な様々なニュースをお届けすることになりました。創刊号では、この春先に厚生労働省より発行された「昇降座椅子」についての通知文をわかりやすく解説いたします。

軽度者（要支援1・2、要介護1）への昇降座椅子貸与について

移動用リフトに属するのは以前と同様ですが、厚労省より平成19年3月30日付け各都道府県の介護保険担当主管課（室）宛通知「軽度者に対する福祉用具貸与の取扱いについて」で、「昇降座椅子」の判断方法が明確に出されました。「床から椅子の高さまでの動き」を評価する必要があるため、認定調査項目の「移乗」を用いる必要があり、「立ち上がり」で判断するのは妥当ではないとの内容です。

これにより、豊中心の生活で床からの立ち上がりが困難な人は、「床から椅子の高さまでの動き」を評価する「移乗」の項目で、一部介助または全介助になっていれば軽度者であっても昇降座椅子がレンタル可能（保険給付の対象）となります。

ただし、認定調査項目で当てはまらなくても、下記「例外的に福祉用具が必要な状態に該当する事例」を満たしていれば同様です。（平成19年2月28日付けの軽度者に対する福祉用具貸与の取扱いの見直しについての意見募集と、同4月20日付けパブリックコメントの結果で示されています。）



例外的に福祉用具が必要な状態に該当する事例

- I 疾病その他の原因により、状態が変化しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に告示で定める福祉用具が必要な状態に該当する者
- II 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに告示で定める福祉用具が必要な状態になることが確実に見込まれる者
- III 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から告示で定める福祉用具が必要な状態に該当すると判断できる者

のいずれかに該当するものであって、

- ア 「医師の意見（医学的な所見）」に基づき判断され、
- イ サービス担当者会議等を経た適切なケアマネジメントの結果を踏まえていることを
- ウ 市町村が「確認」している

もの